

墨田区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第52号

墨田区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を
改正する規則

墨田区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成15年墨田区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改め、同条第2項中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第8条第5項中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第1号様式（表）及び第4号様式から第6号様式までの規定中「」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項、第1号様式（表）及び第4号様式から第6号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、この規則による改正前の第1号様式（表）及び第4号様式から第6号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。